解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年六月三日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年六月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年六月二十四日

福岡県北九州市小倉南区葛原東二丁目二番一号
医療法人三島医院
清算人　三島　恭子

第二期決算公告

平成二十七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	五六、二五五
固定資産	五、九二七
合計	六二、一八二
負債及び純資産の部	
流動負債	二三、九〇四
賞与引当金	一、五四三
その他	二二、三六〇
株主資本	三八、二七八
資本金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	△一一、七二一
その他利益剰余金	△一一、七二一
（うち当期純利益）	（六、〇五二）
合計	六二、一八二

東京都港区東新橋一丁目八番一号
株式会社電通そらり
代表取締役　石崎　雅人

第十一期決算公告

平成二十七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	三、三一八、〇八六
固定資産	三九二、〇九二
合計	三、七一〇、一七八
負債及び純資産の部	
流動負債	一、六八七、一七三
固定負債	三、八五四
株主資本	二、〇一八、九七四
資本金	二四五、〇〇〇
資本剰余金	一四五、〇〇〇
資本準備金	一四五、〇〇〇
利益剰余金	一、六二八、九七四
利益準備金	一八、一四九
その他利益剰余金	一、六一〇、八二五
（うち当期純利益）	（九七七、七〇四）
評価・換算差額等	一七六
その他有価証券評価差額金	一七六
合計	三、七一〇、一七八

平成二十七年六月二十四日

東京都新宿区市谷本村町二番二一号
株式会社電通ｔｅｍｐｏ
代表取締役社長　田崎　由隆

配当公告

静岡県静岡市清水区石川七一番地
破産者　株式会社丸二紙店

右の者に対する静岡地方裁判所浜松支部平成二十五年（フ）第一六八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二二一、八六三、四八八円

一、配当することのできる金額
金八、八〇二、三七一円

平成二十七年六月二十四日

静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号
浜松青色会館四階　渥美利之法律事務所
破産管財人　弁護士　渥美　利之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道夕張郡由仁町山桝二四九番地、最後の住所北海道帯広市南町南六線二八番地一
普仁園
被相続人　亡　師社　りよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日

北海道帯広市大通南九丁目四番地帯広大通ビル一階木野村英明法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木野村英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市山王町一九番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　智章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日

群馬県前橋市大手町三丁目一番一〇号群馬県教育会館一階
相続財産管理人　弁護士　谷田　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂八丁目七八番地、最後の住所埼玉県さいたま市南区白幡三丁目一番九号一―一一五　被相続人　亡　佐藤　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一一番二号　松栄浦和ビル四階新埼玉法律事務所
相続財産管理人　柴崎　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市清水区三保三四四七番地、最後の住所千葉市花見川区花見川六番六棟一〇三号　被相続人　亡　遠藤静一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号
羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市佐土原町下田島九八五三番地、最後の住所千葉県鴨川市京田四一六番地二五　被相続人　亡　中武　考男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日

事務所千葉県木更津市貝渕二丁目六番三四号　相続財産管理人　弁護士　山田　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市姉崎一一一〇番地六、最後の住所千葉県市原市姉崎七九七番地六
被相続人　亡　庄司　政彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル六階　稲垣法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市大字三池七九五番地一、最後の住所東京都大田区矢口二丁目八番一〇号グランダ多摩川・大田二二五号
被相続人　亡　甲斐田スミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月二十四日

事務所東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　荒木　哲郎

第38期決算公告　平成27年6月24日

東京都中央区日本橋本町二丁目6番13号
ShinEtsu 株式会社産業情報センター
代表取締役社長　尾崎　純

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	122,896
	固定資産	9,878
	資産合計	132,774
負債及び純資産の部	流動負債	70,197
	固定負債	9,343
	株主資本	53,429
	資本金	10,000
	資本剰余金	43,429
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	40,929
	（うち当期純利益）	（130）
	評価・換算差額等	△195
	負債・純資産合計	132,774